

消防用設備等の点検と報告（消防法第17条の3の3）

防火対象物の関係者は、火災が発生した場合に、消防用設備等が有効に作動するよう維持管理しなければなりません。

このため、消防法に基づき、防火対象物に設置されている消防用設備等は、定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければなりません。

点検を行う頻度

機器点検→6か月に1回

外観からの判別又は簡単な操作により判別

総合点検→1年に1回

全部もしくは一部を作動させ又は設備を使用し確認

消防署へ報告する頻度

特定防火対象物

→1年に1回

非特定防火対象物

→3年に1回

※ 最新の総合点検の点検結果を報告して下さい。

※ 消火器、非常警報器具、誘導標識、特定小規模施設用自動火災報知設備（自動試験機能付き・無線型連動方式）は、総合点検に該当項目がないため、最新の機器点検の点検結果を報告して下さい。

※ 点検終了後、概ね15日以内に報告して下さい。

特定防火対象物と非特定防火対象物

特定防火対象物

劇場、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、病院、診療所、福祉施設など、又は、これらの用途が含まれる複合用途の防火対象物

非特定防火対象物

特定防火対象物以外の防火対象物

（共同住宅、学校、図書館、工場、倉庫、事務所など）

消防用設備等の点検は、消防用設備等の技術的な知識を有する消防設備士や消防設備点検資格者でなければ点検が行えない範囲があります。

ただし、次のような規模の建物で、かつ、点検に際し専門的な知識や専用の道具を必要としない設備については**関係者自らが点検を行うことが可能な場合があります。**

関係者自らが点検を行える建物規模と設備（例）

1 建物規模

延べ面積1000㎡未満で、かつ、特定一階段等防火対象物以外の建物
※ 特定一階段等防火対象物とは、主に階段が建物の内部に1つのみで3階以上の階や地階に特定用途がある建物です。

2 設備（例）

- ・ 消火器（製造から加圧式は3年以内、蓄圧式は5年以内のもの）
- ・ 非常警報器具
- ・ 誘導標識（蓄光式のものを除く）
- ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備
（自動試験機能付き・無線型連動方式に限る）

消防用設備等点検結果報告書に、点検要領、点検票記載例を参考に作成した点検票を添付し、「届出を行える場所」へ届出してください。

点検票記載例の灰色網掛け部分は記載不要です。
赤字の部分が記載を必要とする部分です。

点検の結果、不備欠陥事項があった場合は、消防設備士又は消防設備点検資格者（防災設備業者など）に相談するなど、適切な措置を行ってください。

届出を行える場所

場所	住所	連絡先
消防本部予防課	ふじみ野市大井中央1-1-19	049-261-6007
西消防署消防課	ふじみ野市大井中央1-1-19	049-261-5837
東消防署消防課	富士見市鶴馬1850-1	049-255-4119

届出が行える時間

平日の8時30分から17時15分までとなります。

届出部数

2部をご用意ください。（1部は受付処理後、返付します。）

郵送による届出

トップページの重要なお知らせ（2019.07.25）
「郵送による消防用設備等点検結果報告について」をご覧ください。